



# 鳥取県公報

令和5年7月13日（木）  
号外第62号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針の一部改正（351）（県民参画協働課）・・・2 屋外広告物に係る禁止地域等の指定の一部改正（352）（住まいまちづくり課）・・・・・・2
◇ 人委規則	鳥取県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（35）（任用課）・・・・・・4 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（36）（給与課）・・・・・・5 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（37）（〃）・・・・・・6 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（38）（〃）・・・・・・15 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則（39）（〃）・・・・・・18
◇ 企業局訓 令	鳥取県企業局職員研修規程の一部を改正する訓令（2）（経営企画課）・・・・・・21
◇ 議会告示	鳥取県議会情報公開条例施行規程の一部改正（5）（議事・法務政策課）・・・・・・22

# 告 示

## 鳥取県告示第351号

平成12年鳥取県告示第218号（審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針について）の一部を次のように改正し、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第26号）の施行の日から施行する。

令和5年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>8 審議会等調書の作成及び公開</p> <p>(1) 実施機関は、毎年4月1日現在における審議会等の名称、設置根拠及び事務の内容を記載した資料（以下「審議会等調書」という。）を作成し、同月15日までに<u>公開条例所管部長（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条の規定により設置された部のうち公開条例を所管するものの長をいう。以下同じ。）</u>に提出しなければならない。</p> <p>(2) 実施機関は、年度途中で新たに審議会等を設置した場合は、速やかに審議会等調書を作成し、<u>公開条例所管部長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(3) 略</p>	<p>8 審議会等調書の作成及び公開</p> <p>(1) 実施機関は、毎年4月1日現在における審議会等の名称、設置根拠及び事務の内容を記載した資料（以下「審議会等調書」という。）を作成し、同月15日までに<u>地域づくり推進部長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(2) 実施機関は、年度途中で新たに審議会等を設置した場合は、速やかに審議会等調書を作成し、<u>地域づくり推進部長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(3) 略</p>

## 鳥取県告示第352号

平成元年鳥取県告示第685号（屋外広告物に係る禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第26号）の施行の日から施行する。

令和5年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課、東部建築住宅事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の環境建築局、八頭県土整備事務所並びに西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1～5 略</p>	<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課、東部建築住宅事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局、八頭県土整備事務所並びに西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1～5 略</p>

--	--

# 人 事 委 員 会 規 則

鳥取県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月13日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

## 鳥取県人事委員会規則第35号

鳥取県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県職員の退職管理に関する規則（平成28年鳥取県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第5条関係）</p> <p>1 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第1項に規定する統轄監及び<u>部長</u>並びに同条例第15条第2項に規定する会計管理者</p> <p>2～12 略</p>	<p>別表第1（第5条関係）</p> <p>1 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第1項に規定する統轄監及び<u>部局長</u>並びに同条例第15条第2項に規定する会計管理者</p> <p>2～12 略</p>

### 附 則

この規則は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第26号）の施行の日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月13日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

**鳥取県人事委員会規則第36号**

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(医療職給料表)</p> <p>第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 福祉保健部の理事監、福祉保健部又は生活環境部の部長、次長、参事監及び参事、健康医療局の局長、医療政策課の課長、室長、医長、副医長及び医師、医療・保険課の課長、健康政策課の課長、医長、副医長及び医師、<u>子ども家庭部の理事監及び参事監</u>、家庭支援課の課長補佐並びに衛生環境研究所の所長、室長及び研究員</p> <p>2・3 略</p>	<p>(医療職給料表)</p> <p>第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 福祉保健部の理事監、福祉保健部又は生活環境部の部長、次長、参事監及び参事、健康医療局の局長、医療政策課の課長、室長、医長、副医長及び医師、医療・保険課の課長、健康政策課の課長、医長、副医長及び医師、<u>子育て・人財局の参事</u>、家庭支援課の課長補佐並びに衛生環境研究所の所長、室長及び研究員</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第26号）の施行の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月13日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

**鳥取県人事委員会規則第37号**

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	統轄監 部長（ <u>政策 戦略局</u> 名古屋代表部の部長を除く。）  <u>政策戦略本部</u> の本部長 <u>輝く鳥取創造本部</u> の本部長 会計管理者  <u>政策戦略局</u> 東京本部の本部長（人事委員会が承認したも	1種	知事の 事務部 局	本庁	統轄監 部長（名古屋代表部の部長を除く。）  <u>危機管理局</u> の局長（ <u>人事委員会</u> が承認したものに <u>限る。</u> ） <u>子育て・人財局</u> の局長（ <u>人事委員会</u> が承認したものに <u>限る。</u> ）  会計管理者（ <u>人事委員会</u> が承認したものに <u>限る。</u> ）  東京本部の本部長（人事委員会が承認したものに <u>限</u>	1種

		の に 限 る。) <u>政策戦略局</u> 関西本部の 本部長（人 事委員会が 承認したも の に 限 る。) 理事監				る。) 関西本部の 本部長（人 事委員会が 承認したも の に 限 る。) 理事監	
		次長（ <u>政策 戦略局</u> 名古 屋代表部、 衛生環境研 究所及びく らしの安心 局消費生活 センターの 次長を除 く。) 局長  <u>政策戦略局</u> 東京本部の 本部長 <u>政策戦略局</u> 関西本部の 本部長 サイクルツ ーリズム振 興監 原子力安全 対策監 <u>行政体制整 備局</u> 職員人 材開発セン ターの所長 （人事委員 会が承認し たものに限 る。) 総合事務セ ンターの所 長 副局長（人	2種			次長（名古 屋代表部、 衛生環境研 究所及びく らしの安心 局消費生活 センターの 次長を除 く。)  局長 <u>政策戦略監</u> 東京本部の 本部長  関西本部の 本部長  サイクルツ ーリズム振 興監 原子力安全 対策監 職員人材開 発センター の所長（人 事委員会が 承認したも の に 限 る。)  総合事務セ ンターの所 長 副局長（人	2種

		<p>事委員会が承認したものに限る。)</p> <p>官房長(人事委員会が承認したものに限る。)</p> <p>文化振興監 経済産業振興監 衛生環境研究所の所長 (人事委員会が承認したものに限る。)</p> <p>校長(人事委員会が承認したものに限る。)</p>				<p>事委員会が承認したものに限る。)</p> <p>官房長(人事委員会が承認したものに限る。)</p> <p>文化振興監 経済産業振興監 衛生環境研究所の所長 (人事委員会が承認したものに限る。)</p> <p>校長(人事委員会が承認したものに限る。)</p> <p><u>農業振興監</u> <u>試験場統括</u> <u>本部の本部</u> <u>長</u> <u>会計管理者</u></p>	
		<p>参事監</p>				<p>参事監</p>	
		<p>課長(農業振興局農業 大学の課長を除く。)</p> <p>危機管理専門官 副本部長 <u>政策戦略局</u> 名古屋代表部の部長 <u>行政体制整備局</u> 職員人材開発センターの所長 副局長 官房長</p>	3種			<p>課長(農業振興監農業 大学の課長を除く。)</p> <p>危機管理専門官 副本部長 名古屋代表部の部長</p> <p>職員人材開発センターの所長</p> <p>副局長 官房長</p>	3種

	<p>衛生環境研究所の所長  <u>自然共生社会局</u>山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の館長                  くらしの安心局消費生活センターの所長                  雇用人材局鳥取県立ハローワークの所長  <u>農業振興局</u>農業大学の校長                  産業廃棄物処理施設審査準備室の室長</p>				<p>衛生環境研究所の所長                  山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の館長                    くらしの安心局消費生活センターの所長                  雇用人材局鳥取県立ハローワークの所長  <u>農業振興監</u>農業大学の校長                  産業廃棄物処理施設審査準備室の室長</p>	
	<p>室長（衛生環境研究所及び産業廃棄物処理施設審査準備室の室長を除く。）                  危機管理情報官                  原子力モニタリング専門官                  副官房長                  衛生環境研究所の次長  <u>農業振興局</u>農業大学の副校長  <u>農業振興局</u>農業大学の課長（人事委員会が</p>	<p>4種</p>			<p>室長（衛生環境研究所及び産業廃棄物処理施設審査準備室の室長を除く。）                  危機管理情報官                  原子力モニタリング専門官                  副官房長                  衛生環境研究所の次長  <u>農業振興監</u>農業大学の副校長  <u>農業振興監</u>農業大学の課長（人事委員会が</p>	<p>4種</p>

		承認したものに 限る。) 総括検査専門員	
		略	
地方 機関	総合 事務所	略	
		用地専門員	5種
	県税 事務所	所長（人事 委員会が承認した ものに限る。）	2種
		所長 副所長 課長	3種
		税務専門員	5種
	公文 書館	館長（人事 委員会が承認した ものに限る。）	2種
館長		3種	
	略		
消防 学校	略		
	副校長（人事 委員会が承認した ものに限る。）	4種	
東部	略		

		承認したものに 限る。) 総括検査専門員	
		略	
地方 機関	総合 事務所	略	
		用地専門員	5種
	公文 書館	館長（人事 委員会が承認した ものに限る。）	2種
		館長	3種
		県税 事務所	所長（人事 委員会が承認した ものに限る。）
	県税 事務所	所長 副所長 課長	3種
税務専門員		5種	
東部		略	

	地域 振興 事務 所	副所長 課長	3種		地域 振興 事務 所	副所長 課長	3種
	男女 共同 参画 セン ター	所長	3種				
	略				略		
	むき ばん だ史 跡公 園	所長	3種		むき ばん だ史 跡公 園	所長	3種
	精 神 保 健 福 祉 セン ター	所長（人事 委員会が承 認したもの に限る。）	2種				
		所長	3種				
		次長（人事 委員会が承 認したもの に限る。）	4種				
	鳥 取 看 護 専 門 学 校	副校長（人 事委員会が 承認したも の に 限 る。）	3種				
	倉 吉 総 合 看 護 専 門 学 校	副校長（人 事委員会が 承認したも の に 限 る。）	3種				
		課長（人事 委員会が承 認したもの に限る。）	4種				
	福 祉 相 談 セン ター	所長（人事 委員会が承 認したもの に限る。）	2種				
		所長	3種				
		次長	4種				



事務所	委員会が承認したものに限る。）		
	所長	3種	
	次長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種	
	栽培漁業センター	所長	3種
	水産試験場	場長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種
場長		3種	
略			
港湾事務所	所長	3種	
略			
略			

別表第2（第3条関係）

略
---

備考

1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。

(1) 知事の事務部局の本庁のうち政策戦略局

試験場	委員会が承認したものに限る。）		
	場長	3種	
栽培漁業センター	所長	3種	
	略		
港湾事務所	所長	3種	
	男女共同参画センター	所長	3種
水産事務所		所長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種
		所長	3種
	次長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種	
略			
略			

別表第2（第3条関係）

略
---

備考

1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。

(1) 知事の事務部局の本庁のうち東京本部、

<p>東京本部、<u>政策戦略局</u>関西本部、<u>政策戦略局</u>名古屋代表部、<u>行政体制整備局</u>職員人材開発センター、衛生環境研究所、<u>自然共生社会局</u>山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、くらしの安心局消費生活センター、雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク、雇用人材局鳥取県立倉吉ハローワーク、雇用人材局鳥取県立米子ハローワーク、雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク及び<u>農業振興局</u>農業大学校の職</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>2 略</p>	<p>関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、衛生環境研究所、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、くらしの安心局消費生活センター、雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク、雇用人材局鳥取県立倉吉ハローワーク、雇用人材局鳥取県立米子ハローワーク、雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク及び<u>農業振興監</u>農業大学校の職</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>2 略</p>
---	--

附 則

この規則は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第26号）の施行の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月13日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

**鳥取県人事委員会規則第38号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
機 関		職 員	機 関		職 員
略			略		
知事 の 事 務 部 局	本庁	統轄監 部長 理事監 本 部長 会計管理者 次長 参事監 文化振興監 局長 官房長 所長 サイクル ツーリズム振興監 原子力 安全対策監 経済産業振興 監 課長（農業大学の課 長を除く。） 室長（衛生環 境研究所の室長を除く。） 副局長 副本部長 副官房 長 校長 副校長 館長 危機管理専門官 危機管理 情報官 原子力モニタリン グ専門官 参事 税務専門 員 医長 課長補佐（課内 業務の総括又は庶務に関す る事務を行う課長補佐、総 務課の課長補佐のうち知事 若しくは副知事の秘書又は 庁舎の秩序の維持に関する 事務を行うもの、人事企画 課の課長補佐及び職員支援 課の課長補佐のうち職員の 福利厚生に関する事務を行 うものに限る。） 総括主計 員 主計員 係長（総務課 の係長のうち知事又は副知 事の秘書に関する事務を行 うもの、人事企画課の係 長、職員支援課の係長のう ち職員の福利厚生に関する 事務を行うもの及び会計指	知事 の 事 務 部 局	本庁	統轄監 部長 理事監 本 部長 会計管理者 次長 参事監 <u>政策戦略監</u> 文化 振興監 <u>農業振興監</u> 局長 官房長 所長 サイクル ツーリズム振興監 原子力 安全対策監 経済産業振興 監 課長（農業大学の課 長を除く。） 室長（衛生環 境研究所の室長を除く。） 副局長 副本部長 副官房 長 校長 副校長 館長 危機管理専門官 危機管理 情報官 原子力モニタリン グ専門官 参事 税務専門 員 医長 課長補佐（課内 業務の総括又は庶務に関す る事務を行う課長補佐、総 務課の課長補佐のうち知事 若しくは副知事の秘書又は 庁舎の秩序の維持に関する 事務を行うもの、人事企画 課の課長補佐及び職員支援 課の課長補佐のうち職員の 福利厚生に関する事務を行 うものに限る。） 総括主計 員 主計員 係長（総務課 の係長のうち知事又は副知 事の秘書に関する事務を行 うもの、人事企画課の係 長、職員支援課の係長のう ち職員の福利厚生に関する

	導課の係長のうち資金運用に関する事務を行うものに限る。) 主事(総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うもの及び職員支援課の主事のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。)
総合事務所	所長 局長 副局長 副所長 参事監 課長(児童相談所の課長を除く。) 支所長 室長 チーム長 次長(児童相談所の次長に限る。) 参事 課長補佐(庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。)
県税事務所	所長 副所長 課長 課長補佐(庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。)
公文書館	館長 参事
略	
消防学校	校長 副校長
東部地域振興事務所	所長 副所長 課長 課長補佐(庶務に関する事務を行うもの及び庁舎管理に関する事務を行うものに限る。)
男女共同参画センター	所長 次長
略	
精神保健福祉センター	所長 次長

	事務を行うもの及び会計指導課の係長のうち資金運用に関する事務を行うものに限る。) 主事(総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うもの及び職員支援課の主事のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。)
総合事務所	所長 局長 副局長 副所長 参事監 課長(児童相談所の課長を除く。) 支所長 室長 チーム長 次長(児童相談所の次長に限る。) 参事 課長補佐(庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。)
略	
消防学校	校長 副校長
公文書館	館長 参事
県税事務所	所長 副所長 課長 課長補佐(庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。)
東部地域振興事務所	所長 副所長 課長 課長補佐(庶務に関する事務を行うもの及び庁舎管理に関する事務を行うものに限る。)
略	
皆成学園	園長 次長 課長(養護課の課長に限る。) 所長
総合療育センター	院長 副院長 事務部長 看護部長 リハビリテーション部長 看護師長
鳥取療育園	園長 次長

略	
倉吉総合看護 専門学校	校長 副校長 教務課長 次長
略	
喜多原学園	園長 次長
皆成学園	園長 次長 課長（養護課 の課長に限る。） 所長
総合療育セン ター	院長 副院長 事務部長 看護部長 リハビリテー ション部長 看護師長
鳥取療育園	園長 次長
中部療育園	園長 次長
略	
林業試験場	場長 課長補佐（庶務に関 する事務を行う課長補佐に 限る。）
水産事務所	所長 次長 船長
略	
港湾事務所	所長 次長
略	
略	
備考 略	

中部療育園	園長 次長
略	
倉吉総合看護 専門学校	校長 副校長 教務課長 次長
精神保健福祉 センター	所長 次長
略	
喜多原学園	園長 次長
略	
林業試験場	場長 課長補佐（庶務に関 する事務を行う課長補佐に 限る。）
略	
港湾事務所	所長 次長
男女共同参画 センター	所長 次長
水産事務所	所長 次長 船長
略	
略	
備考 略	

附 則

この規則は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第26号）の施行の日から施行する。





略		略						
備考 略								
別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)								
組織	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級		
略								
知事の事務部局	地方機関	略						
	公文書館		課長補佐 総括専門員 専門員	課長補佐 総括専門員 専門員	総括専門員			
	男女共同参画センター		課長補佐 係長	課長補佐 係長				
	略							
	鳥取看護専門学校		副校長 教務主幹 教務主任 講師		副校長			
	倉吉総合看護専門学校		副校長 課長 教務主幹 教務主任 講師		副校長 課長			
	福祉相談センター		係長	係長				
	皆成学園		係長	係長	課長補佐			
備考 略								
別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)								
組織	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級		
略								
知事の事務部局	地方機関	略						
	公文書館		課長補佐 総括専門員 専門員	課長補佐 総括専門員 専門員	総括専門員			
	男女共同参画センター		課長補佐 係長	課長補佐 係長				
	略							
	福祉相談センター		係長	係長				
	皆成学園		係長	係長	課長補佐			
備考 略								
別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)								
組織	職務の級	1級	2級	3級	4級			
略								
知事の事務部局	地方機関	略						
	精神保健福祉センター		課長	所長 課長				
	総合療育センター		部長 副院長 室長	部長 院長 副院長 室長				
	鳥取療育園			園長				
	中部療育園			園長				
略								
別表第8 医療職給料表(3)級別職務分類表(第2条関係)								
組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
略								
知事の事務部局	鳥取看護専門学校			看護主任 副看護師長				
	倉吉総合看護専門学校			看護主任 副看護師長				
	総合療育センター			看護主任 長	看護師長	部長		
略								

略		略						
備考 略								
別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)								
組織	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級		
略								
知事の事務部局	地方機関	略						
	男女共同参画センター		課長補佐 係長	課長補佐 係長				
	公文書館		課長補佐 総括専門員 専門員	課長補佐 総括専門員 専門員	総括専門員			
	略							
	皆成学園		係長	係長	課長補佐			
	福祉相談センター		係長	係長				
	鳥取看護専門学校		副校長 教務主幹 教務主任 講師		副校長			
	倉吉総合看護専門学校		副校長 課長 教務主幹 教務主任 講師		副校長 課長			
備考 略								
別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)								
組織	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級		
略								
知事の事務部局	地方機関	略						
	男女共同参画センター		課長補佐 係長	課長補佐 係長				
	公文書館		課長補佐 総括専門員 専門員	課長補佐 総括専門員 専門員	総括専門員			
	略							
	皆成学園		係長	係長	課長補佐			
	福祉相談センター		係長	係長				
備考 略								
別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)								
組織	職務の級	1級	2級	3級	4級			
略								
知事の事務部局	地方機関	略						
	総合療育センター		部長 副院長 室長	院長 副院長 室長 部長				
	鳥取療育園			園長				
	中部療育園			園長				
	精神保健福祉センター		課長	所長 課長				
略								
別表第8 医療職給料表(3)級別職務分類表(第2条関係)								
組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
略								
知事の事務部局	総合療育センター			看護主任 副看護師長	看護師長	部長		
	鳥取看護専門学校			看護主任 副看護師長				
	倉吉総合看護専門学校			看護主任 副看護師長				
略								

附 則

この規則は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例(令和5年鳥取県条例第26号)の施行の日から施行する。

# 企 業 局 訓 令

## 鳥取県企業局訓令第2号

鳥取県企業局職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局職員研修規程の一部を改正する訓令

鳥取県企業局職員研修規程（平成24年鳥取県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(研修の種類)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職場外研修は、鳥取県総務部<u>行政体制整備局</u>職員人材開発センター（以下「職員人材開発センター」という。）が企画し、実施する階層別研修、選択研修及び特別研修に職員を参加させて行う研修をいう。</p> <p>4 略</p>	<p>(研修の種類)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職場外研修は、鳥取県総務部職員人材開発センター（以下「職員人材開発センター」という。）が企画し、実施する階層別研修、選択研修及び特別研修に職員を参加させて行う研修をいう。</p> <p>4 略</p>

### 附 則

この訓令は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第26号）の施行の日から施行する。

# 議 会 告 示

## 鳥取県議会告示第5号

鳥取県議会情報公開条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年7月13日

鳥取県議会議長 浜 崎 晋 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公文書開示請求書)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 公文書開示請求書は、<u>鳥取県地域社会振興部県民参画協働課</u>、中部総合事務所県民福祉局又は西部総合事務所県民福祉局若しくは日野振興センター日野振興局を経由して提出することができる。</p>	<p>(公文書開示請求書)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 公文書開示請求書は、<u>鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課</u>、中部総合事務所県民福祉局又は西部総合事務所県民福祉局若しくは日野振興センター日野振興局を経由して提出することができる。</p>

### 附 則

この告示は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第26号）の施行の日から施行する。